

銚子市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 4 月 13 日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき策定された、千葉県新型インフルエンザ等行動計画（平成 25 年 11 月 7 日策定）を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等の対策の基本的方針を示し、具体的な対応を図るために本計画を策定した。

2 対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。（下図参照）
- (2) 住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最少になるようにする。

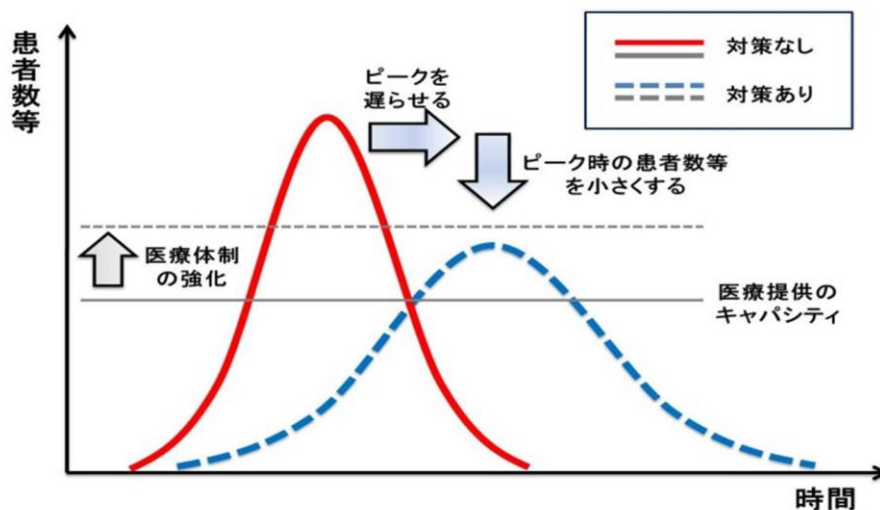
3 対象とする感染症

- (1) 新型インフルエンザ
- (2) 新感染症（感染力が強く、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

4 対策推進のための市の役割

住民に最も近い行政単位として、地域住民に対する情報提供や住民への予防接種、独居高齢者、障害者等への生活支援などを適切かつ迅速におこなうために必要な対策を推進する。

政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発表した場合は、速やかに銚子市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、必要な対策を講ずる。



本市における発生時の被害想定

- * 発病率：人口の約 2.5%
- * 医療機関受診者数
約 7 千人～1 万 3 千人
- * 入院患者数（1 日当たり）
約 60 人～220 人
- * 死亡者数
約 90 人～350 人
- * 従業員の欠勤率 最大
40%（ピーク時の約 2 週間）

5 行動計画の主要5項目

(1) 実施体制

関係機関と連携を密にし対策を推進するために、関係機関連絡会議（仮称）を組織し、情報共有、市対策本部の設置の必要性等の対応を検討する。緊急事態宣言時は市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

住民に対しホームページ、広報等を活用し、適切かつ迅速な情報提供を行う。特に発生時には、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

(3) 予防・まん延防止

住民へ基本的な感染対策（手洗い、うがい、マスクの着用等）を実践できるよう啓発する。

(4) 予防接種

住民への予防接種は原則として集団接種で行い、未発生期から、関係機関と連携し接種体制を構築する。また、県が行う特定接種（住民に先行して行う医療提供者等を対象にした予防接種）に必要な応じ協力する。

(5) 住民生活及び住民経済の安定の確保

高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、生活必需品の提供等）が円滑にできるよう支援体制を構築する。また、消費者として適切な行動を呼びかけなど住民生活が継続できるよう対策を講じる。

6 発生段階ごとの主な対策 別表参照

銚子市新型インフルエンザ等対策行動計画概要(発生段階ごとの対策)

	未発生期	海外発生期	国内発生早期(県内未発生期から県内発生早期)	国内感染期(県内感染期)	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から、関係機関との連携を図り、体制の構築 ・訓練等実施し事前準備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報収集 ・市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染防止対策の実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策を感染拡大防止から被害軽減へ転換 ・住民生活、住民経済の維持、継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の評価 ・第二波発生の早期探知
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の策定 ・体制の整備と県との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市対策本部設置(任意)の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者連絡会議を開催し、必要に応じ本市対策本部(任意)を設置 ・緊急事態宣言時は本市対策本部を設置(必須) 		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が解除された場合、市対策本部を解散
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・情報提供・情報共有(関係部局間)体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の相談に応じるための体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への迅速な情報提供の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民へ利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、リアルタイムな情報提供を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波の注意喚起
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策(手洗い等)の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策(手洗い等)の実践を促すための啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策(手洗い等)の徹底の更なる啓発 ・緊急事態宣言時は県の要請に応じ、施設の使用制限、保育所、学校への感染予防策、外出自粛等の協力実施 		
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への予防接種体制の整備、必要物品の備蓄 ・特定接種対象者(市職員)の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への予防接種準備 ・市職員対象者への特定接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への予防接種の実施: 新臨時接種(緊急事態でない場合)または臨時接種(緊急事態の場合) 		
住民生活・住民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧や生活必需品の備えについての啓発 ・要援護者への生活支援の検討・調整 ・火葬能力の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等への支援体制の準備、確認 ・遺体安置が可能な施設の準備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品等の購入の消費者としての適切な行動の呼びかけ ・要援護者への生活支援等 ・水の安定供給 ・火葬実施、必要に応じ臨時遺体安置所の設置・使用 		<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置の縮小・中止

(注)発生段階はあくまでも目安とし、必要な対策を柔軟に選択し実施する。